第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例）

○南空知公衆衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例

昭和62年3月9日

条　例　第　１　号

改正　平成12年12月11日条例第3号

　（目的）

第１条　この条例は、南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号）第11条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

　（特殊勤務手当の種類）

第２条　特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

1. 廃棄物処理業務手当

　（廃棄物処理業務手当）

第３条　廃棄物処理業務手当は、南空知公衆衛生組合に勤務する職員で、廃棄物処理業務に従事した場合に支給する。

２　前項の手当の額は月額とし、1月につき4,000円を支給する。

　（この条例の施行に関し必要な事項）

第４条　この条例に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給方法その他この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

　　　附　則

　この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

　　　附　則（平成12年12月11日条例第3号）

　この条例は、公布の日から施行する。

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の特殊勤務手当の支給に関する規則）

○南空知公衆衛生組合職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

昭和62年3月20日

規　則　第　１　号

改正　平成12年12月11日規則第4号

　（目的）

第１条　この規則は、南空知公衆衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和62年条例第1号。以下「条例」という。）に基づき、職員の特殊勤務手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

　（支給の調整）

第２条　条例に規定する特殊勤務手当を支給する場合において、業務に従事した日数が、1月のうち休日及び勤務を要しない日を除く日数の2分の1を超えない場合においては、当該手当を支給しないものとする。

　（支給方法及び支給期日）

第３条　条例に規定する特殊勤務手当は、その月分を翌月に支給する。ただし、止むを得ない事由により翌月に支給することのできないときは、その後において支給することができる。

　　　附　則

　この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

　　　附　則（平成12年12月11日規則第4号）

　この規則は、公布の日から施行する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　第５章　給与（管理職手当支給に関する規則）

○管理職手当支給に関する規則

平成3年12月24日

規　則　第　６　号

改正　平成05年12月22日規則第4号　　平成20年04月18日規則第3号

　（目的）

第１条　この規則は、南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号。以下「給与条例」という。）第15条の2の規定に基づき、管理職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

　（支給の範囲）

第２条　給与条例第15条の2第1項の規定により規則で指定する職は、課長、課長補佐及び所長の職とする。

　（支給）

第３条　前条の規定する職にある職員に支給する管理職手当の月額は、次の各号に掲げる額とする。

1. 課長　　　　　　　40,000円
2. 課長補佐及び所長　30,000円

２　管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

３　職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号の一に該当する場合は、管理職手当は支給することが出来ない。

1. 外国に出張中の場合
2. 研修中の場合
3. 勤務しなかった場合（給与条例第8条第1項の場合及び公務上負傷し、又は疾病にかかり給与条例第12条の規定に基づいて勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）

附　則

　この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

　　　附　則（平成5年12月22日規則第4号）

　この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

　　　附　則（平成20年4月18日規則第3号）

第５章　給与（管理職手当支給に関する規則）

　この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（～８１６）